

第1節 環境教育の意義と役割

1 広い視野から見た環境教育

・「持続可能な社会」
の実現を目指して

現在、世界は、大量生産、大量消費、大量廃棄や効率性、利便性の追求の結果として、温室効果ガスや廃棄物の排出量の増加、身近な生き物の減少などの問題に直面している。こうした問題を解決していくためには、環境の中で生き、その恵みを受けて生活をしていることを実感し、様々な活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要がある。そして、このような実感や理解を基に、環境問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境保全に取り組むことのできる人材を育成することが求められている。

また、一人一人の意識を変え、環境保全の主体的な取組を支える社会経済の仕組みを整えることにより、「持続可能な社会」の実現を目指していくことが極めて重要である。

「持続可能な社会」

- ・「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987年に公表した報告書「我ら共有の未来は」の中で提示された考え方。
- ・今後の我々の目指すべき社会の在り方は「持続可能な開発」と提唱し、その内容を「将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義している。

「持続可能な社会」の内容は、各国の取組、国際的な議論の中で深められており、その理念や考え方として次のような共通的理解がある。

- ・環境のもたらす恵みを将来世代に引き継いでいこうとする長期的な視点を持つ。
- ・地球の大自然の営みと絆を深める社会・文化を目指す。
- ・世界全体で社会経済の持続可能性を高める新しい発展の道を探る。
- ・多様な立場の人々の参加・協力、役割分担を図る。

このように、地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが「持続可能な社会」の要件と考えられている。

・我が国の取組

我が国は、国際会議で決められた合意事項に沿って、国際的な貢献に努める一方、国内では「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築」を目指して、これまで「環境基本法」を始めとした法整備、国民への啓発事業等を行いながら「持続可能な社会」の実現を図ってきている。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」

- ・平成14年に開催されたヨハネスブルク・サミットにおいて、平成17年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることを日本から提案し、同年に行われた国連本会議において採択された。

平成15年7月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定された。この法律で「環境教育」とは、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されている。

このような状況の下、環境保全を進める上で果たす環境教育の役割は従来にも増して大きくなってきている。

・埼玉県取組

埼玉県では、「埼玉県環境基本条例」に基づく「埼玉県環境基本計画」（平成8年）において「環境学習推進計画の策定」が明記され、平成13年2月に「彩の国さいたま環境学習実践指針」を策定した。（平成17年3月に「埼玉県環境学習実践指針」として改訂）

県教育委員会では、国や県の動向と合わせて、平成14年度から全面実施となった学習指導要領の改訂内容を踏まえ、平成16年3月に「学校における環境教育基本計画」の改訂を行ったところである。

2 環境教育の果たす役割

・環境教育の目的

環境教育の目的は、環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題を解決するための能力を育成することである。

「ベオグラード憲章」

- ・1975年に開催されたベオグラード会議で作成された憲章。世界の環境教育の考え方、在り方を形作る基となっている。
- ・環境教育の目的を「環境とそれにかかわる問題に気付き、関心をもつとともに、当面する問題の解決や新しい問題の発生を未然に防止するため、個人及び集団として必要な知識、技能、態度、意欲、遂行力などを身に付けた世界の人々を育てること」としている。

・環境教育の内容

また、環境教育は、様々な場で、様々な内容で実施されているが、共通の基礎的要素として、次のことを重視している。

- ・人間と環境とのかかわりに関するものと、環境に関連する人間と人間とのかかわりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること。
- ・環境に関する問題を客観的かつ公平な態度でとらえること。
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと。
- ・いのちの大切さを学ぶこと。

・学校における環境教育

環境問題への対処、環境保全への努力は、すべての人が避けることのできない課題であり、生涯学習の大きな対象となっている。学校における環境教育は、このような生涯学習の一環であり、その基礎的な部分として位置付けられる。

学校に求められている環境教育の目的は、次の2点である。

- ・環境問題の多くが人間によってもたらされたものであることに気付き、環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成する。
- ・持続可能な循環型社会の実現を目指して、主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成を図る。

3 学校教育における環境教育の在り方・進め方

学校教育における環境教育の在り方、進め方は、次のように考えられる。

・環境についての教育

・環境についての教育 **Education about the Environment**

各教科等で、学習指導要領などの分析に基づいて、環境や環境問題について知的理解を図ること。

・環境のための教育

・環境のための教育 **Education for the Environment**

自然愛護や生命尊重など、倫理観を高揚し、環境や環境問題に対して主体的にかかわり、責任ある態度を育成すること。

・環境の中での教育

・環境の中での教育 **Education within the Environment**

野外観察、野外活動、調べ活動、さらに表現活動など、環境への直接経験として体験的な活動を取り入れること。

- ・環境を通しての教育

地域社会とのつながりを重視した学習を進めること。

- ・環境を通しての教育 Education through the Environment

環境や環境問題解決に必要な様々な能力、さらに、コミュニケーション能力や情報活用能力などを育成すること。

第2節 学習指導要領と環境教育

1 環境教育推進の背景

- ・環境教育の変遷

我が国の学校における環境教育は、社会科、理科、保健体育科などで環境に関する内容が取り扱われていたが、公害問題などがきっかけとなり昭和40年前後から重視されるようになった。

その後、公害教育という考え方から、幅広く環境教育という考え方へ変わってきた。その考え方に基づいた指導は、昭和52年告示の学習指導要領において、環境の保全や生命尊重の立場から、人間生存のための自然環境の保全の問題、資源・エネルギー問題など、環境にかかわる内容が重視されるようになった。

- ・平成元年告示の学習指導要領

平成元年告示の学習指導要領では、環境に関する内容の理解だけにとどまらず、環境問題を解決するために必要な体験的な学習や問題解決的な学習の充実、豊かな人間性の育成を重視している。加えて、環境問題に関心を持ち、意欲的に問題解決に当たり、積極的に自然環境を保全する態度の形成にも通じる関心・意欲といった面にも配慮している。

- ・中央教育審議会答申

平成8年7月の中央教育審議会答申では、環境教育の改善・充実に当たって、特に留意すべき点として、次の3点について提言している。

- ・学校全体の教育活動を通して取り組んでいくこと。
- ・環境や自然と人間とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境や自然に対する思いやりやこれらを大切にすることを心がけ、さらに、自ら率先して環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成すること。
- ・体験的な学習が重視されなければならないこと。

- ・平成10年告示の学習指導要領
平成10年告示の学習指導要領では、総合的な学習の時間が新設され、地域や学校、児童の実態等に応じ、各学校が創意工夫を生かして教育活動を行うことが求められるようになった。学習指導要領には、総合的な学習の時間で取り組む学習活動として、国際理解、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題が例示されており、現在、多くの小学校で、環境をテーマとした学習が行われている。

2 「生きる力」をはぐくむ環境教育の推進

- ・「生きる力」の育成
学習指導要領の総則において教育課程編成の一般方針のはじめに「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」としている。このことを踏まえ、以下、各学校で環境教育を推進していく上で留意すべき点について述べる。
- ・指導方針
(1) 児童が身近な環境に意欲的にかかわり、問題を見い出し、考え、判断し、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる態度を育てることが必要である。
- ・指導体制の確立
(2) 学校における環境教育は、一部の教科だけで行うのではなく、全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われるべきものである。そのためには、校長を中心とした全教職員が、環境教育の重要性について共通の認識を深め、校内推進体制を整え、環境教育の教育課程上への位置付けを明確にする必要がある。
- ・指導計画の作成
(3) 指導計画の作成では、小学校における環境教育のねらいや内容を各学校の実態等に応じて検討し、各教科等の相互の関連や連携を図り、環境教育にかかわる個々の事項を学校全体の教育計画の中に位置付けた全体計画を作成する。年間指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標や内容について環境教育推進の立場から検討し、各教科等の相互の関連を図りながら、環境教育の内容を具体的に位置付けていくようにする。また、指導計画を常に見直し、その改善・充実に努める。
- ・発達段階への配慮
(4) 小学校は6年間の長期にわたる教育の場であるので、低・中・高学年の発達段階に応じて環境教育のねらいを焦点化し、それぞれの学年における環境へのかかわり方についても配慮する必要がある。

・幼稚園教育との連携	(5) 幼児期は、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的、具体的な体験を通して、豊かな心情や、物事に自分からかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度などが培われる時期である。したがって、小学校教育においては、幼児期に培われたこれらの体験を踏まえた指導を行う必要がある。
・指導方法の工夫改善	(6) これからの学校教育においては、児童一人一人が自ら考えたり、活動したりする機会を多く設け、その楽しさや成就感を味わうことができるようにすることが大切である。特に、地域の自然の中での体験活動を通して、感受性を豊かにし、問題解決の能力や態度を育てるようにする。また、学校の実態に即した学習課題を設定するとともに、児童が主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決できるよう指導方法の工夫改善を図る。その際、家庭や地域社会、関係機関との連携を一層深めるようにする。
・教材の工夫	<p>(7) 環境教育の教材の工夫に当たっては、地球の温暖化現象や酸性雨、廃棄物の処理の問題などの教材化に偏ることなく、学習指導要領の内容や児童の発達段階を踏まえ、環境教育で目指す能力や態度の育成に配慮する必要がある。</p> <p>その際、次のような視点に留意することが大切である。</p> <p>ア 地域の環境の特色を生かした身近な問題を取り上げる。</p> <p>イ 環境教育の視点から教材としての価値を考える。</p> <p>ウ 身近な自然とのかかわりを重視し、自然体験活動を積極的に取り入れる。</p> <p>エ 学校図書館や情報機器等を積極的に活用する。</p>

3 環境教育を進める上でふさわしい環境の整備

・具体的な内容例	<p>各学校においては、校舎や校庭を環境教育推進の視点から見直し、ふさわしい環境になるような整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥と触れ合い、自然について学習する施設 ・余裕教室等を利用した環境学習コーナー ・野草園、岩石園、池、ビオトープ等の設置 ・地域に見られる樹木によるミニ雑木林等 ・学校周辺、通学路の自然環境の見直し ・地域の環境マップの作成
・環境教育に関する情報	<p>また、環境省の環境教育に関するホームページ (http://www.env.go.jp/policy/edu/) などにアクセスしたり、地域のNPO団体等と連携したりすることを通して、環境教育に関する最新の情報を入手し、その共有化を図ることも大事なことである。</p>